

商品券利用の注意点

[商品券利用にあたっての注意事項]

- ① 有効期間内に限りご利用いただけます。(期間を過ぎた場合は無効となります)

有効期間：平成 27 年 8 月 7 日（金）～平成 28 年 1 月 31 日（日）

- ② 本券の交換又は売買、現金との引換はできません。またつり銭は出ません。
③ 盗難・紛失、滅失または、偽造に対して事務局は責任を負いません。
④ 葛城市で登録した取扱店舗でのみ利用可能です。(店頭へのぼり等を掲示)
⑤ 冊子から商品券を切離すと利用できません。
⑥ 以下のものは利用できません。

- ・換金性の高いもの（有価証券、商品券、ビール券、図書カード、交通券、プリペイドカード、印紙、切手など）。
- ・転売を含む現金との換金、株式、保険、宝くじ等の金融商品、金融機関への預入。
- ・医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋の必要な医薬品を含む。但し介護保険に係る住宅改修費、福祉用具購入費は除く）。
- ・土地及び家屋の購入などの資産性の高い商品。
- ・取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそる恐れのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払。
- ・国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道料金等の公共料金）。
- ・たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号第 2 条第 3 号）に規定する製造たばこの購入等小売定価以外の販売が法律で禁止されているもの。
- ・取扱店が特に指定した商品・サービス。

葛城市、葛城市商工会プレミアム商品券事務局

営業時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

TEL：0745-69-2480 FAX：0745-69-6604